

変更協定書

大阪府（以下「甲」という。）と住友林業緑化株式会社（以下「乙」という。）との間に締結した令和5年4月3日付け「府営蜻蛉池公園管理業務協定書」、令和6年6月10日付け「変更協定書」及び令和7年3月31日付け「変更協定書」の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

記

1 頭書の変更

頭書本文

「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「令」という。）第158条第1項」を「法第243条の2第1項」に改める。

2 指定管理料の変更

頭書6：指定管理料

「総額 金458,700,900円

（うち消費税及び地方消費税額 金41,170,081円を含む。）」を

「総額 金458,821,500円

（うち消費税及び地方消費税額 金41,711,045円を含む。）」に改める。

3 条項の変更

第13条第1項 中

「令和8年度 金92,840,000円

令和9年度 金92,840,000円」を

「令和8年度 金92,900,300円

令和9年度 金92,900,300円」に改める。

第13条第3項 中

令和8年度	請求時期	金額
1回目	令和8年4月末	金23,210,000円
2回目	令和8年7月末	金23,210,000円
3回目	令和8年10月末	金23,210,000円
4回目	令和9年1月末	金23,210,000円

を

令和8年度	請求時期	金額
1回目	令和8年4月末	金23,210,000円
2回目	令和8年7月末	金23,270,300円
3回目	令和8年10月末	金23,210,000円
4回目	令和9年1月末	金23,210,000円

に改める。

令和9年度	請求時期	金額
1回目	令和9年4月末	金23,210,000円
2回目	令和9年7月末	金23,210,000円
3回目	令和9年10月末	金23,210,000円
4回目	令和10年1月末	金23,210,000円

を

令和9年度	請求時期	金額
1回目	令和9年4月末	金23,210,000円
2回目	令和9年7月末	金23,270,300円
3回目	令和9年10月末	金23,210,000円
4回目	令和10年1月末	金23,210,000円

に改める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を原協定書及び変更協定書とともに保有する。

令和8年4月28日

(甲)

大阪府
代表者

大阪府岸和田市野田町三丁目13番2号
大阪府岸和田土木事務所長 木村 克郎

(乙)

蜻蛉池公園指定管理者

大阪府大阪市中央区城見一丁目2番27号
住友林業緑化株式会社
環境緑化事業部 大阪営業部
ストック事業推進部長 